

史料
紹介
伊勢光明寺旧蔵「掃守某畠地売券」

岡野友彦

一、はじめに

この度、平安末期の伊勢に関する新史料「掃守某畠地売券」(図1)が、新たに皇學館大学の所蔵となった。私は日本中世史を専攻する者であるが、本文書の購入に際し、これに全面的に関与させていただいた経緯もあり、また平安時代とはいっても、白河院政が始まる直前の応徳元年(一〇八四)の文書であって、中世の関連史料も少なくないことから、ここにその概要を紹介させていただき、その責務を果たしておこうと思う。

なお本文書は、内閣文庫所蔵「光明寺古文書」第一三巻にその写しが伝存し、そこから史料纂集『光明寺文書』(二五〇号、以下同文書は文書番号のみ記す)や『日本塩業大系』、『平安遺文』などに翻刻されていて、既に学界周知の史料とも言える。しかし、その原本が発見されたことの意味は決して少なくない。本文書が広く学界共有の財産となることを期待して、史料紹介を行う所以である。

二、翻刻

謹辞 定永地沽渡進畠地立券文事

合壹段者

在度會郡湯田郷栗野村字田畠者

四至 限東河 限南中垣
限西中垣 限北尺尊寺領

直絹貳拾疋請了、同(花押)

右件畠地、従本領主僧勢増之手、買

得進退領掌□□處、無有□□

之事、而依有直要用、相副本

券文、永所沽渡於高羽江中大夫

殿如件、仍爲後代立券文、以辞、

應徳元年二月十三日 掃守□□

相知妹夫大中臣白墨「兼末」

「註件畠地沽進明白也、仍

在地刀禰加證書了、

大神宮司判官代大中臣近字

□判

□□□□□□□□□□

三、概要

本文書は応徳元年、掃守某という人物が、僧勢増から買得していた度会郡湯田郷栗野村の畠一段を、高羽江中大夫という人物に絹二十疋で売却した土地証文である。平成十七年現在、湯田という地名は小俣町、栗野という地名は旧伊勢市に残っているが、この当時、栗野村はより広域地名たる湯田郷の中に含まれていた。『光明寺文書』によると、湯田郷に含まれる地名は栗野村の他に、松倉村(一号)・宇羽西村(二六八号)・湯田野(二七四号)・小俣御園(二八三号)・筒岡御園(二九三号)などがあり、この内、松倉村は小俣町松倉、宇羽西村は小俣町離宮前周辺、湯田野は旧伊勢市湯田野、小俣御園は小俣町上久保周辺、筒岡御園は玉城町と小俣町にまたがる大仏山周辺に比定されていることから、古代・中世の湯田郷とは、現在の旧伊勢市西部から小俣町・玉城町にかけての地名であったと考えられる(図II参照)。

ところで周知の通り、律令制下においては、売買にはすべて官司の許可が必要であった。具体的には、まず売買の当事者から郷長に「辞」を以て売買契約の事実を申告し、郷長はその事実を確認すると「解」を作成して売主・買主・保証人の署名をとり、郡に申告する。郡ではその「解」の余白に売買承認の文言と日付を記して署名し、紙面全体に郡の職印を捺すという手続きである。ところが本文書の場合、売主の掃守某が大神宮司判官代大中臣近字に「辞」を以て申請したのを受けて、近字がその「辞」に署名して度会郡に申請し、郡司らが承認の証判を加え、「度会郡」の郡印を紙面全体に捺してその契約を認めている。

「公式令」によると、「辞」は下級役人や庶民が役所に上申する際の文書と規定されており、掃守某が度会郡に提出した文書様式としては適切なものと言える。しかしこのような場合、一般には売主が郷長に「解」を以て申請し、郷長がそ



これに署名して郡に申請する場合が多い。そのような中で、あくまでも「辞」を使い続けた本史料は、古文書学的にも貴重であろう。

なお本文書の紙面全体には、何カ所もの朱印が捺されており、その印文は上述したとおり「度会郡印」と読みとれる。内閣文庫所蔵「光明寺古文書」所収の本売券写には、方形印二十三顆の輪郭のみが記されており、本文書の発見によって、その印文が確認できたことの意味は大きい。ちなみに、国立歴史民俗博物館編『日本古代印集成』（「非文献資料の基礎的研究―古印―」報告書、一九九六年）によると、「度会郡印」の捺された古代の文書は、神宮文庫所蔵「御塩殿神庫古文書」の中に三例確認されているのみであり、本文書によって四例目を追加できたことになる。

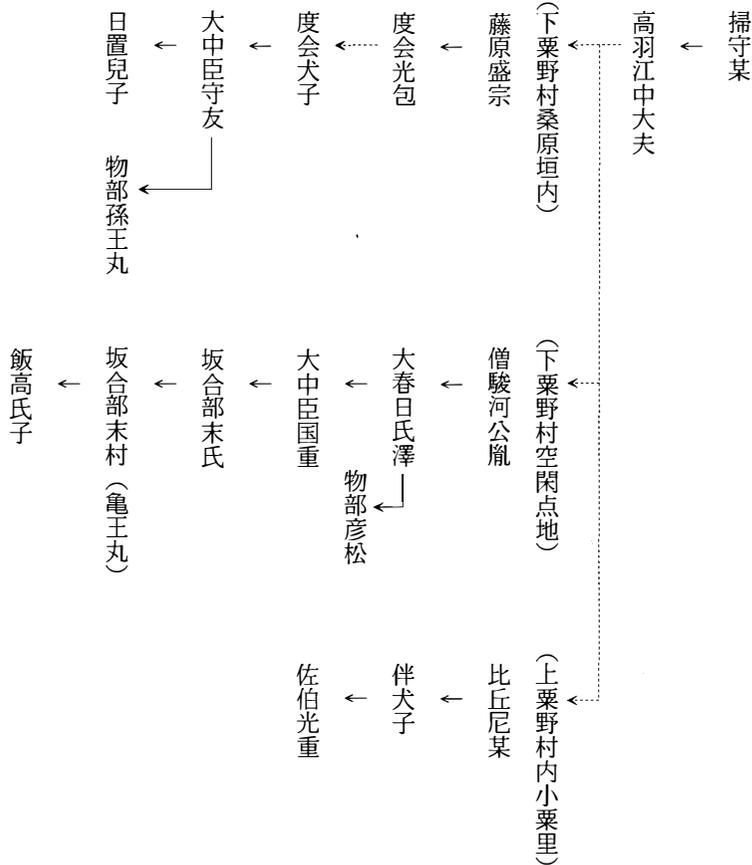
四、伝来

それでは、掃守某から度会郡に提出され、度会郡から高羽江中大夫に交付されたと思われる本文書は、いかなる経緯を経て光明寺に伝来し、その後、同寺から流出して今日、本学に収蔵されるに至ったのであろうか。このことについて、内閣文庫所蔵「光明寺古文書」を見ると、

「金鼓山金光明寺古文書巻之拾参 度会郡湯田郷 上 十三」

「金鼓山金光明寺古文書巻之拾肆 度会郡湯田郷 下 十四」

という標題がそれぞれに付された二巻の卷子が収蔵されており、その上巻の筆頭に本文書の写しが収められている。残念ながら、これら湯田郷関連の古文書が光明寺に入った最終的な経緯は明らかでないが、本文書が、これら手継証文の一つとして光明寺に伝来したことは疑いない。ちなみにこれら関連文書の中から、湯田郷栗野村に関する文書を抽出し、その伝来を示すと左のようなになる。



なお、このようにして光明寺の所蔵となった本文書が、その後いかにして同寺から流出したのかについては、不明と言わざるを得ない。ただ寛文年間(一六六一〜七三三)、度会延佳・延経父子によって書写・編纂された「光明寺旧記」には、

本文書が書写されているながら、天保年間(一八三〇〜四四)、足代弘訓によって調査・製巻された「光明寺古文書」には、この原本が収められていないことを勘案するならば、この間に光明寺から流出したと考えて間違いない³⁾。

ちなみに、本文書と同じくこの時期に光明寺から流出したと思われる古文書の多くは、神宮祭主藤波家から、神宮伝奏を務めた広橋家を経由して、現在は東洋文庫に収蔵されており、またその一部は下郷伝平氏の手を経て下郷共済会に伝えられている。本文書の本格的な研究のためには、内閣文庫所蔵の「光明寺古文書」や、慶応義塾大学所蔵の「光明寺古文書」はもちろん、これら東洋文庫所蔵・下郷共済会所蔵の「光明寺旧蔵文書」との詳細な比較検討が不可欠であろう。本文書が広く学界共有の財産となることを願う所以である。

五、おわりに

以上、今回新たに皇學館大学の所蔵となった「掃守某畠地売券」の概要とその伝来過程について、管見の及ぶ範囲で紹介を試みてきた。本文書が、ひとり伊勢国の古代史研究のみならず、広く国史学上・日本古文学書学上において、きわめて貴重な資料であることについては、大方のご理解をいただけたものと思う。もとより専門外の時代でもあり、思わぬ誤謬を犯しているかも知れない。大方のご意見・ご批判をお待ち申し上げる次第である。

最後になってしまったが、早く本文書の価値をご理解下さり、その購入に当たって特段のご高配を賜った伴五十嗣郎学長に対し、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

[註]

(1) 小侯御園については、「湯田郷小侯御園内字上窪」(二八三号)などと見えることから、現在の小侯町上久保周辺と推定される。

史料紹介 伊勢光明寺旧蔵「掃守某畠地売券」(岡野)

また宇羽西村と筒岡御園の比定地については、岡田登氏「天平勝宝八年創祀の度会郡中臣氏神社について」(皇學館大学史料編纂所報『史料』一八五号、二〇〇三年)を参照のこと。

(2) 佐藤進一氏『古文書学入門』(法政大学出版局、一九七一年)二六七～二八一頁参照。なお同書には、郷長が売主の申請を受けて「解」を作成した事例、売主が「辞」を作成した事例などが引用されているが、後述するとおり一般には、売主が「解」を作成して郷長に申請する事例の方が多い。日本歴史学会編『概説古文書学』古代・中世編(吉川弘文館、一九八三年)も参照のこと。

(3) 「光明寺旧記」と「光明寺古文書」の成立事情、および東洋文庫所蔵・下郷共済会所蔵「光明寺旧蔵文書」の伝来過程については、『日本塩業大系』史料編、古代・中世(一)(日本塩業研究会、一九七七年)の「解題」(旭澄江・網野善彦・小田雄三・佐々木銀弥・新田英治・山口隼正の六氏担当)に詳細な説明がある。また棚橋光男氏「中世伊勢神宮領の形成とその特質」(上)『日本史研究』一五五号、一九七五年)も参照されたい。